

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（プシコースエピメラーゼの添加物への指定）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（食品中の農薬等（クロルピクリン等6品目）の残留基準設定及び食品添加物（プシコースエピメラーゼ）の規格基準の設定）について（概要）

令和元年10月7日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条において、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める場合を除いては、添加物の販売等を行ってはならないこととされており、人の健康を損なうおそれのない添加物については、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）において定められている。

また、法第11条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において基準又は規格が定められた食品又は添加物については、同条第2項の規定により、その基準又は規格に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（令和元年7月29日）の審議を踏まえ、施行規則を改正し、人の健康を損なうおそれのない添加物として新たにプシコースエピメラーゼを指定するとともに、規格基準告示を改正し、当該添加物の規格基準を設定する。また、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（令和元年7月30日）の審議を踏まえ、食品に残留する農薬等の成分であるクロルピクリン等の残留基準について規格基準告示の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 施行規則関係

施行規則別表第1にプシコースエピメラーゼを追加する。

(2) 規格基準告示関係

① 農薬等関係

食品中の以下の品目の残留基準を設定する（基準値案は別紙1参照）。

- | | |
|----------|-------------|
| ○クロルピクリン | ○ジクロベンチアゾクス |
| ○セファピリン | ○フェンピコキサミド |
| ○フルチアニル | ○プロチオホス |

② 添加物関係

規格基準告示にプシコースエピメラーゼの添加物としての規格基準を定める（別紙2参照）。

3. 根拠法令

食品衛生法第10条及び第11条第1項並びに施行規則第12条

4. 公布日等

公布・告示日：令和2年1月（予定）

施行・適用期日：公布・告示日（予定）

ただし、農薬等に係る基準値を引き下げる部分については、告示の日から起算して6月を経過する日までの間は、なお従前の例によることとする。